

番 号 : 170405

国 名 : タンザニア

担当部署 : 産業開発・公共政策部 民間セクターグループ第二チーム

案件名 : 産業クラスター開発

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務 : 産業クラスター開発／工業団地開発
- (2) 格 付 : 3号
- (3) 業務の種類 : 専門家業務

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間 : 2017年9月中旬から2018年3月上旬まで
- (2) 業務M/M : 国内 1.00M/M、現地 2.00M/M、合計 3.00M/M
- (3) 業務日数 :
 - ・第1次 国内準備6日、現地業務30日、国内整理1日
 - ・第2次 国内準備10日、現地業務30日、国内整理3日

本業務においては複数の渡航により業務を実施することを想定しており、具体的な業務日程は提案が可能です。現地業務期間等の具体的条件については、10. 特記事項を参照願います。

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数 : 1部
- (2) 見積書提出部数 : 1部
- (3) 提出期限 : 7月26日(12時まで)
- (4) 提出方法 : 専用アドレス (e-propo@jica.go.jp) への電子データの提出又は
郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル)(いずれも提出期限時刻必着)

提出方法等詳細についてはJICAホームページ(ホーム>JICAについて>調達情報>公告・公示情報/結果>コンサルタント等契約案件公示(業務実施契約(単独型))>業務実施契約(単独型)公示にかかる応募手続き)(<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/procedure.pdf>)をご覧ください。なお、JICA本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。

- (5) 評価結果の通知 : 提出されたプロポーザルは JICA で評価・選考の上、各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2017年8月15日(火)までに個別に通知します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等 :
 - ①業務実施の基本方針 16点
 - ②業務実施上のバックアップ体制等 4点
- (2) 業務従事予定者の経験・能力等 :
 - ①類似業務の経験 40点
 - ②対象国又は同類似地域での業務経験 8点
 - ③語学力 16点
 - ④その他学位、資格等 16点

(計100点)

類似業務	産業クラスター開発／工業団地開発に係る各種業務
対象国／類似地域	タンザニア／全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

(1) 参加資格のない社等：特になし

(2) 必要予防接種：

黄熱：黄熱流行国です。日本からの入国時にイエローカードの提示は義務付けられていませんが、入国時に提示を求められることがあるため、赴任前の予防接種を強くお勧めします。

6. 業務の背景

タンザニアは国家開発計画「タンザニア開発ビジョン(TDV) 2025」において、後発開発途上国から中所得国への成長と農業経済から工業経済への転換を2025年までに達成することを目指している。その実施のための中期計画である「第2次五ヵ年開発計画(FYDP II) 2016/17-2020/21」において、「経済の転換と人間開発のための工業化推進」が志向されており、製造業の実質成長率を2015年の6.5%から2020年には10.5%まで増加させ、GDP比を5.2% (2015年) から12.5% (2020年) に拡大すること、製造業セクターの雇用に占める割合を3.1% (2014年) から5.4% (2020年) に増加させることを目標としている。

産業貿易投資省 (Ministry of Industry, Trade and Investment: MITI) はTDV2025の工業セクターの目標を実現するため「持続的産業開発政策 (SIDP) 1996-2020」を策定して民間セクター主導の工業化に取り組んでおり、そのロードマップとして策定された「統合産業開発戦略及びマスタープラン (Integrated Industrial Development Strategy and Master Plan: IIDS & MP)」の優先度の高い分野として、産業クラスター形成による産業振興を積極的にする方針である。また、2003年に策定された中小企業開発政策 (SME Development Policy) でも、産業クラスター開発は地方での工業化を推進する手段として位置づけられており、FYDP IIもその概念を踏まえてクラスター開発を挙げている。

JICAは2011年頃から、MITI派遣の産業開発アドバイザーを通じて中小企業振興公社 (Small Industries Development and Organization: SIDO) に対し、産業クラスター開発に係る助言や工業団地施設整備計画立案支援を実施した。かかる支援を踏まえて、タンザニア政府は我が国へ産業クラスター開発に係る技術協力を要請し、JICAは2015年6月よりSIDOへ個別専門家を派遣して、産業クラスター開発の戦略及び計画の立案と、パイロットクラスター (Mbeya州、Mwanza州、Singida州) の開発計画策定・活動を支援している。タンザニア政府はこれらの成果を踏まえ、2016年度に引き続きクラスター開発の実施を支援するための要請を行い、JICAは本要請に対して専門家を派遣する予定。

現在SIDOは州レベルで41か所の工業用地 (計213.7 ha) を有している一方、開発資金の不足から、その内61.7%にあたる131.9 ha (約1.3百万m²) が未開発である。かかる状況を打開するために、SIDOは、保有する工業用地を中小零細企業向け工業用地として整備し、産業クラスター参加企業を誘致して、クラスター開発活動を促進することを目的として、ガイドライン案 (参考資料参照) をもとに、簡易的な実現可能性調査 (以下、「Pre F/S」という。) を実施する方針。本Pre F/Sは、SIDOが保有するドドマ地区及びモロゴロ地区の工業用地を対象として実施し、その実施結果をもとに、潜在的な資金提供者に提示可能な分析報告書を作成するとともに、同ガイドライン案を最終化させる予定である (ドドマ地区においては、ヒマワリ油事業のクラスター、モロゴロ地区では金属加工事業に係るクラスターの実施を予定している)。また、最終化させたガイドラインをSIDO各州事務所の職員に対し普及させ、各地における開発計画立案につなげることを予定している。

本業務従事者はJICAタンザニア事務所が調達予定の現地コンサルタントの支援のもとSIDOが実施するPre F/Sの品質管理に係る指導・助言を目的として派遣するものである。

7. 業務の内容

本業務従事者は、産業クラスター開発・工業団地整備に係る専門的見地から、SIDOが現地コンサルタントの支援を受けて実施するPre F/Sの内容に関する助言・指導を行う。なお、本業務従事者は、別途派遣される産業クラスター開発担当の個別専門家及び現地コンサルタントと連携し、業務を実施すること。

具体的な業務内容は以下の通り。

(1) 第1次国内準備期間(2017年9月中旬～2017年10月上旬)

- ① 既存の報告書、タンザニア政府文書等を参照し、これまでのタンザニアにおける産業クラスター開発の状況を把握・整理する。
- ② 過去にJICAは工業団地開発事業を調査し、クラスター開発案を提案したが、「融資に対して、政府承認無しの工業団地担保提供はできないこと」を主な理由として、そのクラスター開発案は実現しなかった。然しながら、現在、SIDOと財務計画省で土地担保提供可否に関して再度協議中である。土地担保提供を含め、過去のクラスター開発案が実施されなかった理由・背景及び現状等をSIDO及び産業クラスター開発担当の個別専門家に確認し、問題点・改善点を整理する。
- ③ SIDO、現地コンサルタント及び産業クラスター開発担当の個別専門家等の関係者と連絡・調整を行い、本PreF/Sの概要及び進捗状況等を把握し、必要に応じて指導・助言を行う。
- ④ JICA産業開発・公共政策部及びJICAタンザニア事務所と連絡・協議の上、業務内容を整理し、ワークプラン(和文・英文)を作成して、JICA産業開発・公共政策部へ説明し、承認を受ける。

(2) 第1次現地業務期間(2017年10月中旬～2017年11月中旬)

- ① 業務開始時にSIDOにワークプラン(英文)を提出し、業務計画の承認を得る。
- ② SIDO職員及び現地コンサルタントに対して、Pre F/Sの情報収集に係る助言・指導を行う。

Pre F/Sの情報収集では、関係者(政府機関、潜在的な資金提供者、入居する可能性のある中小零細企業等)と協議を行い、関係者の需要・要望及び懸念点等を整理すること。協議内容等を踏まえ、経済性及び実現性を考慮したクラスターの組織運営・実施体制、工業団地事業の整備計画・財務計画が立案されるよう適切な助言・指導を行うこと。

また、SIDOが保有する工業団地の担保提供の条件及び財務計画省等の政府当局との交渉状況を把握・整理すること。なお、融資に対して、土地担保提供が出来ない可能性も想定されることから、様々な資金調達スキームを検討すること。

- ③ 経済性及び実現性を考慮した組織運営・実施体制、工業団地事業の整備計画・財務計画を立案する為に十分な情報を収集したことを確認する。
- ④ SIDO職員及び現地コンサルタント等の関係者に対して、取得した情報の分析に係る技術的な助言・指導を行う。

情報分析に関しては、工業団地の整備費用(建屋・機材費用を含む)、潜在的な入居者及び資金提供者のニーズ、資金調達スキーム等、収集した情報をもとに現地コンサルタントの支援を受けてSIDOが作成する財務分析の内容に関して、経済性・実現性の観点から確認・評価を行うこと。分析の結果、経済性が確保できない場合には、実現性を考慮した上で、レイアウトの見直し、資金調達規模・調達スキームの修正等を検討し、追加情報取得等、助言・指導を行うこと。

- ⑤ 第1次現地業務期間迄に得られた知見等をもとに、産業クラスター開発・工業団地整備に係る専門的見地から、ガイドライン案の内容に関して助言・指導を行う。

助言・指導内容は、経済性・実現性のある調査結果を導く為の調査項目の選定、調査手順及び情報分析手法とする。また、本PreF/Sを通じて最終化する予定のガイドラインは前述のとおり、SIDO各州事務所への普及に活用することを想定していることから、簡潔明瞭な記述が必要である。加えて、将来的にはヒマワリ油事業及び金属加工事業のみならず、幅広い業種に係るPreF/Sを検討していることから汎用性のある記述を要する。かかる点を踏まえて、作業内容を確認し、指導・助言を行うこと。

- ⑥ 第1次現地業務結果報告書（英文）を作成し、C/P機関、JICAタンザニア事務所に提出・報告を行う。
- (3) 第1次国内整理期間（2017年11月下旬）
第1次派遣の現地業務結果報告書（和文・英文）をJICA産業開発・公共政策部に提出し、報告する。
- (4) 第2次国内準備期間（2017年12月上旬～2018年1月下旬）
① 第1次現地業務結果を踏まえ、現地業務工程表（案）を含むワークプラン（和文・英文）を更新し、JICA産業開発・公共政策部による確認ののち提出し、報告・説明する。
② SIDO及び現地コンサルタントの業務進捗状況を確認し、必要に応じて助言を行う。
- (5) 第2次現地業務期間（2018年2月上旬～2018年3月上旬）
① 業務開始時にSIDOにワークプラン（英文）を提出し、業務計画の承認を得る。
② 経済性・実現性の観点から、情報分析内容の妥当性を確認し、SIDO及び現地コンサルタントに対し助言と支援を行う。
分析の結果、経済性が確保できない場合には、実現性を考慮した上で、レイアウトの見直し、資金調達規模・調達スキームの修正等を検討し、追加情報取得等、助言・指導を行うこと。
③ ドドマ地区及びモロゴロ地区の各対象地に係る分析報告書（案）の内容を確認し、SIDO及び現地コンサルタントに対し助言と支援を行い、分析報告書を最終化させる。
分析報告書（案）を最終化させるにあたり、政府機関、潜在的な資金提供者、入居する可能性のある中小零細企業等の関係者と分析報告書（案）の実現性に関して協議すること。協議の結果を整理し、分析報告書（案）に反映させること。必要に応じて、レイアウトの見直し、資金調達規模・調達スキームの修正等を検討し、追加情報取得及び分析等、助言・指導を行う。
④ 現地業務完了に際し、業務の成果、助言、パイロットを通じて得られた知見をもとにガイドライン案へ反映すべき内容等を含む専門家業務完了報告書案（英文）を作成し、SIDO及びJICAタンザニア事務所に提出し、現地業務結果の報告を行う。
- (6) 第2次国内整理期間（2018年3月上旬）
専門家業務完了報告書（和文・英文）を作成し、監督職員に報告する。

8. 成果品等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

なお、本契約における成果品は（4）専門家業務完了報告書とする。

(1) ワークプラン（第1次及び第2次派遣時）

和文2部（JICA産業開発・公共政策部、JICAタンザニア事務所へ各1部）

英文3部（JICA産業開発・公共政策部、JICAタンザニア事務所、C/P機関へ各1部）

※ JICA産業開発・公共政策部、JICAタンザニア事務所に対しては電子データも合わせて提出する。

(2) 現地業務結果報告書（第1次派遣終了時）

和文2部（JICA産業開発・公共政策部、JICAタンザニア事務所へ各1部）

英文3部（JICA産業開発・公共政策部、JICAタンザニア事務所、C/P機関へ各1部）

※ JICA産業開発・公共政策部、JICAタンザニア事務所に対しては電子データも合わせて提出する。

(3) 専門家業務完了報告書案(第2次現地業務期間終了時)

英文2部(JICAタンザニア事務所、C/P機関へ各1部)

※ JICA産業開発・公共政策部、JICAタンザニア事務所に対しては電子データも合わせて提出する。

(4) 専門家業務完了報告書

和文2部(JICA産業開発・公共政策部、JICAタンザニア事務所へ各1部)

英文3部(JICA産業開発・公共政策部、JICAタンザニア事務所、C/P機関へ各1部)

なお、上記成果品の体裁は簡易製本とし、電子データも合わせて提出する。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示にかかる見積書の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)を参照願います。

留意点は以下のとおり。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます(見積書に計上して下さい)。航空経路は、日本⇒ドバイ/ドーハ⇒ダルエスサラーム⇒ドバイ/ドーハ⇒日本を標準とします。

(2) 臨時会計役の委嘱

現地での本業務に必要な在外事業強化費(通信運搬費、旅費・交通費、車両関係費、資料等作成費、消耗品費、雑費等)については、本邦より別途派遣される専門家に委嘱予定であり、本業務従事者は同専門家と密に連携を行い、必要な在外事業強化費の受取及び支出を行う。同専門家と本業務従事者が同時期に現地に滞在しない場合には、JICAタンザニア事務所より本業務従事者に対し、臨時会計役を委嘱する可能性があります(当該経費は契約に含めませんので、見積書への記載は不要です)。

臨時会計役とは、会計役としての職務(例：一般業務費の受取り、支出、精算)を必要な期間(例：現地出張期間)に限り機構から委嘱される方のことをいいます。臨時会計役に委嘱された方は、「善良な管理者の注意義務」をもって、経費を取り扱うことが求められます。

10. 特記事項

(1) 業務日程/執務環境

① 現地業務日程

第1回目の現地派遣期間開始は2017年10月中旬を予定しているが、日程調整は可能。また第1次現地業務期間以降、2018年3月上旬の間で、上記2.(2)に記載の国内・現地各々のM/M内で、上記2.(3)及び上記7.と異なる派遣時期、日数を提案することが可能。ただし、現地派遣回数(2017年10月中旬派遣(予定)を含めて)2回を上限とする。

② 現地での業務体制

- ・ 産業クラスター開発専門家(業務実施単独型)
- ・ 工業用地開発専門家(業務実施単独型、本契約の専門家)

③ 便宜供与内容

JICAタンザニア事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

ア) 空港送迎

あり(ただし第1次現地業務実施時のみとします)

イ) 宿舍手配

あり(ただし第1次現地業務実施時のみとします)

ウ) 車両借上げ

レンタカーを本業務従事者が手配することになります。

エ) 通訳備上

なし

オ) 現地日程のアレンジ

なし (本業務関係者への表敬に係る日程調整の便宜供与は行う。)

カ) 執務スペースの提供

中小企業振興公社内における執務スペース提供(予定)。

※現在タンザニア政府によって積極的に進められているドドマへの首都移転の状況に応じて、活動期間中にSIDO本部および執務室もドドマに移転する可能性がある点、留意。

(2) 参考資料

本業務に関する以下の資料を当機構産業開発・公共政策部民間セクターグループ第二チーム(03-5226-8041)にて配布します。

- ・SIDOの概要
- ・Pre F/Sのガイドライン(案)
- ・運営指導調査報告書(産業クラスター開発)
- ・クラスター候補地調査報告書
- ・事業計画書(Kizotaヒマワリ油事業)
- ・事業計画書(Kizotaヒマワリ油事業)②
- ・Kizota需要調査報告書
- ・Cluster Project Proposal
- ・タンザニア連合共和国中小企業金融に関する情報収集・確認調査
- ・現地コンサルタント等のTOR
- ・専門家業務完了報告書(産業クラスター2015~2017年)
- ・現在の産業クラスター開発専門家の業務内容

(3) その他

- ① 業務実施契約(単独型)については、単独(1名)の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 現地作業期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICAタンザニア事務所において十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のため関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行ってください。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意してください。また現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に登録してください。
- ③ 「JICA不正腐敗防止ガイダンス(2014年10月)」
(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>)の趣旨を念頭に本業務を実施ください。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口又はJICA担当者に速やかに相談ください。
- ④ タンザニア就労許可証、在留許可証(EC)の発給手続きに関して、現在、タンザニアで業務に従事するにあたり必要となる就労許可証及び在留許可証(Exemption of Certificate = EC)の取得(JICA事務所からの申請⇒発給)に係る日数が長期化する傾向にあります(注:最大で13週間程度)。初回の現地業務は入国ビザで対処できる可能性がありますが、それ以降、また特に地方出張を伴う業務に従事する場合、就労許可証、在留許可証(EC)の取得は極めて重要となるため、プロポーザル提出企業においては、確実な取得可能性に関するリスクを考慮し、活動計画(案)を策定する必要があります。なお、上記リスクは、タンザニア政府側の事務手続きによるため、本件に係る不確実性について、JICA側の対応能

力の範囲を超える点を予め了承願います。

- ⑤活動拠点に関して、2015年に発足したマグフリ新政権は、ドドマへの首都移転の計画を積極的に推進しています。SIDO本部の移転については不透明な状況であり、契約期間中にドドマに移転する可能性があります。

以上